



国大協企画第 72号  
平成20年7月17日

文部科学大臣

渡海紀三朗 殿

社団法人国立大学協会

会長 小宮山 宏

### 国立大学法人に係る平成21年度税制改正に関する要望

国立大学は、知識社会における人材養成と学術研究拠点としての役割を担っており、世界に誇る卓越した研究と当該活動に裏付けられた教育を提供しつつ、地域を支える人材育成の中核として、また、知の創造拠点として地域の活性化、発展のために大いに寄与しております。

国立大学が、今後、引き続き、自らの教育・研究機能を、さらに特色のある大学、個性あふれる大学として発展、充実するためには、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置と高等教育に係る公財政支出をOECD加盟の先進諸国並の1%以上に引き上げることが重要であります。国立大学自らも寄付金等の外部資金導入の重要性を十分認識しており、また真摯に取り組まなければならない問題であると考えています。各大学においては、基金等の創設など積極的な取り組みを行っておりますが、このような大学の活動が円滑に進むよう、税制の抜本的な改革による支援が不可欠であります。

については、国立大学の教育・研究機能の一層の発展、充実のため、別添要望について、格段のご配慮を賜るようお願い申し上げます。

## 国立大学法人に係る平成21年度税制改正に関する要望

### (1) 相続税

個人からの相続財産の寄付について、寄付者に減税効果が集中する制度に改めるとともに、全額を税額控除する制度を創設すること。

### (2) 所得税

個人からの寄附金に係る所得控除限度額の上限を米国並みの50%まで拡大すること。(現行：40%)

また、所得控除限度額の上限を超えた場合についても、5年間を限度に繰り越して控除することを可能とすること。